

議会運営委員会

平成20年 8月25日午前 9時00分から委員会室で開かれた。

1. 出席委員

◎里川宜志子	○飯高 昭二	嶋田 善行
西谷 剛周	浦野 圭司	辻 善次

2. 理事者出席者

総務部長 池田 善紀

3. 会議の書記

議会事務局長 藤原 伸宏 同 係 長 峯川 敏明

4. 審査事項

別紙の通り

開会（午前 9時00分）

署名委員 飯高委員、嶋田委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまから、議会運営委員会を開会いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

最初に、本日の委員会の会議録署名委員を私の方から指名いたします。

会議録署名委員には、飯高委員、嶋田委員を指名いたします。

両委員にはよろしく願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配布しておりますレジメのとおりでございます。それではレジメに沿いまして進めてまいりたいと思います。

まず、1. 協議事項ですが、（1）平成20年第3回斑鳩町議会定例会についてを議題といたします。

まず、その①の会期日程でございますが、6月18日の議会運営委員会で日程案の確認をさせていただいておりますが、9月1日（月）から9月24日（水）までの会期24日間ということで決定したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長

異議なしと認めます。

平成20年第3回斑鳩町議会定例会は、9月1日（月）から9月24日（水）までの会期24日間ということで決定させていただきます。

次に、その②といたしまして、付議予定議案についてを議題といたします。

総務部長に出席を願っておりますので、9月議会の付議予定議案について総務部長から概要説明を受けることといたします。

池田総務部長。

総務部長

それでは、9月議会の付議予定議案につきまして、ご説明をさせていただきます。

まず、議案といたしましては、10件ございます。

まず、斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例についてでございます。地方自治法の一部改正が行われまして議員報酬の支給方法等が他の行政委員会の委員等の報酬の支給方法と異なっておりまして、これを明確にするため新たに議員報酬として分離することとされました。そうしたことから、特別職の職員で非常勤のものものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例から議員報酬の部分を分離し、新たに斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例を制定するものでございます。

続きまして、斑鳩の里歴史文化遺産保存・活用基金の設置、管理及び処分に関する条例についてでございます。これにつきましては、藤ノ木古墳の整備が完了したことから藤ノ木古墳整備基金を廃止するとともに総務常任委員会でもご意見がありましたが、ふるさと納税寄附金の受け皿として、新たに斑鳩の里歴史文化遺産保存・活用基金を設けるための条例の制定であります。

続きまして、特別職の職員で非常勤のものものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてであります。先にご説明申し上げましたように、本条例から議員報酬にかかる部分を分離するための条例の一部改正でございます。

続きまして、平成20年度斑鳩町一般会計補正予算（第4号）についてでございます。これについては、歳入歳出それぞれ1億8,531万5千円を増額いたしまして、歳入歳出それぞれ79億2,747万5千円とするものでございます。まず、歳入でございますが、第9款地方特例交付金で減収補てん特例交付金等で1,306万8千円の増額。第10款の地方交付税では、普通交付税で6,004万円の増額。第17款寄附金では、教育費寄附金で9万円の増額。第18款繰入金では、藤ノ木古墳整備基金の廃止に伴い藤ノ木古墳整備基金繰入金676万2千円でございます。この金額を新たに設置いたします斑鳩の里歴史文化遺産保

存・活用基金に積立てるものであります。第19款繰越金では、平成19年度決算の確定によりまして9,703万6千円の増額。第20款諸収入では、後期高齢者健康診査について当初見込みより上回ることから広域連合からの事務委託金691万9千円の増額であります。最後に町債でJR法隆寺駅周辺整備事業債で140万円の増額であります。次に、歳出では第2款の総務費で賦課徴収費で個人住民税の個人年金からの特別徴収に伴う税務課税システムの平成20年度導入費用750万7千円の増額。第3款民生費では、障害福祉費で平成19年度の国庫負担金の確定により償還金1,436万5千円の増額。ふれあい交流センターの緊急の修理費106万4千円の増額であります。第4款衛生費では、歳入のところでご説明いたしました後期高齢者健康診査の増によりまして696万8千円の増額。第7款土木費では、都市計画の市街化区域、調整区域の見直しの町素案作成業務委託料450万円の増額。第9款教育費では、学校の耐震化の現計画を可能な限り前倒しして実施するべく、今回、小中学校において2次の耐震診断を実施するための予算を補正させていただきました。小学校で2,650万6千円。中学校で306万4千円であります。また、新たに設置する斑鳩の里歴史文化遺産保存・活用基金には、歳入でご説明いたしました藤ノ木古墳整備基金繰入金及び指定寄附金9万円の合計685万2千円を積立てるものであります。最後に地方債の補正では、JR法隆寺駅周辺整備事業債で先ほどの140万円の増額し5億5,210万円とするものであります。

続きまして、平成20年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)であります。これにつきましては、歳入歳出それぞれ2,374万6千円を減額いたしまして、歳入歳出それぞれ37億5,305万4千円とするものであります。まず、歳入では、第2款の国庫支出金で療養給付費負担金の確定、老人保健医療費拠出金負担金の確定、財政調整交付金の確定によりまして752万5千円の減額。第3款療養給付費等交付金で過年度分の確定によりまして1,508万2千円の増額。第4款前期高齢者交付金の確定により7,749万4千円の増額。第5款県支出金で財政調整交付金の確定により508万円の減額。第6款共

同事業交付金で462万8千円の増額。諸収入で、雑入及び歳入欠陥補てん収入で今回の補正に伴い1億879万5千円の減額であります。次に、歳出では第3款後期高齢者支援金等で1,668万8千円の増額。第4款前期高齢者納付金等で16万3千円の増額。第5款老人医療費拠出金で1,795万7千円の減額。第6款介護納付金で2,454万2千円の減額。第7款共同事業拠出金で462万8千円の増額。最後に第12款前年度繰上充用金で272万6千円の減額であります。

続きまして、平成20年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてであります。これにつきましては、平成18年度から平成20年度までの継続事業として取組んでいます龍田西污水幹線工事につきまして、後ほどご説明申し上げますが県営水道の敷設工事での残存鋼矢板の関係で工期の延長並びに請負額を5億101万3,800円への変更をお願いしております。このことから継続費の総額を5億円から5億1,000万円、平成20年度年割額を1億5,000万円から1億6,000万円に変更をお願いするものでございます。

続きまして、平成20年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)についてであります。歳入歳出それぞれ4,161万6千円を増額し、歳入歳出それぞれ15億2,151万6千円とするものであります。まず、歳入では第4款支払基金交付金で過年度分の確定により374万7千円の増額。繰越金では平成19年度決算の確定によりまして3,786万9千円の増額であります。次に、歳出では第4款基金積立金で3,203万5千円の増額。第6款諸支出金で国庫支出金の過年度分の精算による返還金等で958万1千円の増額であります。

続きまして、平成20年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてであります。歳入歳出それぞれ40万7千円を増額し、歳入歳出それぞれ2億8,390万7千円とするものです。内容といたしましては、各市町村できめ細かな相談体制を実施するため体制整備に必要な経費を広域連合を通じて公布されることになりました。その受入とパソコン等の購入費用の補正でございます。

続きまして、平成18年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の

変更についてであります。これにつきましては、平成18年度から平成20年度までの継続事業として取り組んでいます龍田西污水幹線工事につきまして、先ほどご説明したとおりの理由によりまして当初の工事日数に91日を加え、平成21年1月30日までの773日とするものでございます。

続きまして、三郷町公共下水道施設を本町住民の利用に供することについて、公共下水道につきまして三郷町との行政区域界周辺の地理的な理由によりまして本町住民が三郷町の公共下水道施設を使用することについて地方自治法第244条の3の規定により議決をいただき三郷町と協定を締結するものでございます。

続きまして、承認でございます。2件あります。町長専決処分について承認を求めることについて（損害賠償請求上告提起兼上告受理申立について）でございます。峨瀬集会所にかかります損害賠償請求控訴事件について、去る6月27日に大阪高等裁判所において判決がありまして、その内容は第1審を変更し、町の事務手続きを否定するものでございました。町といたしましては、1審とまったく違う判決であり、最高裁判所に上告することとし、上告は判決から2週間以内であることから、平成20年7月7日付けで損害賠償請求上告提起兼上告受理申立についてを地方自治法第179条第1項の規定により専決処分させていただいたものでございます。

次に、町長専決処分について承認を求めることについて（平成20年度斑鳩町一般会計補正予算（第3号）について）でございます。先ほどの最高裁判所への上告に係る弁護士への着手金5万3千円の支払について専決処分させていただいたものでございます。

認定につきましては、6件でございます。平成19年度決算に係るものでございます。平成19年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定についてをはじめといたしまして、5特別会計の決算の認定であります。よろしく願いをいたしたいと思っております。

続きまして、同意です。3件がございます。ひとつには、斑鳩町教育委員会委員の任命について同意を求めることについて、その1とその2

がございます。現教育委員の松井喜昭氏及び藤川和子氏の任期が平成20年10月7日で満了となることから、教育委員さんの任命について、議会の同意を求めるものでございます。まず、藤川和子委員につきましては、引き続きお願いをしたいと考えております。次に、松井喜昭委員さんにつきましては、その後任といたしまして、高塚好弘氏、白石畑在住でございます。元南都銀行取締役、現南都商事の社長で、昭和22年7月生まれで61歳の方でございます。

続きまして、斑鳩町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求めることについて。これにつきましては、現委員の城野博次氏の任期が平成20年11月11日で満了となることから、新たに和田佐知子氏、中西歯科医院の医師でございます。和田佐知子氏を選任いたしたく議会の同意を求めるものでございます。昭和34年生まれで年齢は49歳でございます。

以上が9月議会に上程を予定いたしております付議議案でございます。よろしくご審議のほどお願いをいたします。

委員長 　ただ今、総務部長のほうから付議予定議案の概要説明を受けましたが、委員皆さんのほうから何か事前にお聞きしておくことがあればお受けしてまいりたいと思います。

質疑、ご意見などのある方はどうぞ。　嶋田委員。

嶋田委員 　同意案件で固定資産の委員ですか、この和田さんて方、私は面識はないんですけども、そういうふうなことを、歯科医やっておられるということなんですけれども。固定資産の評価委員の、どう言うんですかね、下地と言うんですか、素養というのはあるんですか。

総務部長 　和田氏につきましても固定資産を持っておられます。下地といいますか、今、現委員さんもおられます。広く意見を求めるということで考えておりますので。下地については、固定資産を持ってて、そういうことには見識を持っておるということでご理解をいただきたいと思います。

委員長 よろしいですか。ほかになにか質疑、ご意見などございませんか。

(な し)

委員長 ないようでございますので、付議予定議案につきましては、あらかじめ説明を受けたということでした承しておきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長 付議予定議案につきまして、あらかじめ説明を受けたということでした承しておきます。

次に、③の付議予定議案等の取扱いについてを議題といたします。

議事日程と委員会付託表とを合わせてご覧いただきたいと思います。

日程順に確認をしていきたいと思います。

まず、会議録署名議員の指名、会期の決定をいたしまして、日程3から日程6まで、閉会中の各常任委員会の審査の概要につきまして、各委員長から報告を受けることといたします。

次に、付託議案の取扱いですが、既にこの8月の各常任委員会であらかじめ報告されていることとは思いますが、付託先などについて確認をしていきたいと思います。

まず、日程7、議案第38号、斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例についてですが、地方自治法が改正され議員報酬の規定が独立して定められたことを受けまして、町条例につきましても、日程9、議案第40号にございます特別職の職員で非常勤のものものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例から議員報酬に関する規定を別けまして、独立した条例を設けようというものです。議員のことに関わるものではございますが、報酬条例につきましては、従前から総務常任委員会で取扱いをしておりましたので、日程7の議案第38号と日程9の議

案第40号については総務常任委員会へ付託するというご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

委員長

よろしいですか。それでは、日程7、議案第38号、日程9、議案第40号については、総務常任委員会へ付託をすることといたします。

次に、日程8、議案第39号、斑鳩の里歴史文化遺産保存・活用基金の設置、管理及び処分に関する条例については、総務常任委員会に付託。

日程10、議案第41号、平成20年度斑鳩町一般会計補正予算（第4号）については、予算常任委員会へ付託。

日程11、議案第42号、平成20年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）については、予算常任委員会へ付託。

日程12、議案第43号、平成20年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、予算常任委員会へ付託。

日程13、議案第44号、平成20年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）については、予算常任委員会へ付託。

日程14、議案第45号、平成20年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、予算常任委員会へ付託。

日程15、議案第46号、平成18年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の変更については、建設水道常任委員会へ付託。

日程16、議案第47号、三郷町公共下水道施設を本町住民の利用に供することについては、建設水道常任委員会へ付託。

ここまでは、総括質疑ののち、ただ今申し上げましたように、それぞれの委員会に付託するというにしたいと思います。

次に、日程17、承認第9号と日程18、承認第10号の2議案につきましては、住民訴訟の上告提起とその予算措置でございますので一括議題とし、またいずれも町長専決処分されたものの承認案件でございますので、例により、委員会付託を省略し、初日に即決したいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

日程17、承認第9号と日程18、承認第10号につきましては、一括議題とし、初日の本会議で、その承認について諮っていただくことといたします。

なお、この議案の審議についてでございますが、この議案にかかります損害賠償請求事件については、西谷議員が原告となっておりますので、地方自治法第117条の規定により、自己の一身上に関する事件、利害関係のある事件については、その議事に参与することができないということになっておりますので、この議案の審議にあたりましては、西谷議員には退席をしていただくというような形での運営となってまいりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、日程19、認定第2号、から日程24、認定第7号までの6議案については、平成19年度の一般会計及び各特別会計にかかる決算の認定でございますので、決算審査特別委員会を設置し、これに付託することにしたと思っておりますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

委員長

よろしいですか。異議なしと認めます。

それでは、決算審査特別委員会を設置し、決算認定にかかる6議案を付託することといたします。

決算審査特別委員会につきましては、総務、厚生、建設水道の3常任委員会から各2名ずつの6名で委員構成されるということになっておりますが、あらかじめ、各常任委員会でご希望をお尋ねしております。総務常任委員会からは、小林議員、辻議員。厚生常任委員会からは、吉野議員と私、里川。建設水道常任委員会からは、宮崎議員、西谷議員が特別委員を希望されております。特別委員会の委員につきましては、議長

がこれを指名することとなっておりますので、議長、ただ今、本日の会議少し遅れるということでございますので、議長には取り計らいの方、後ほどお願いをしたいと思います。

次に、日程２５、同意第２号と日程２６、同意第３号につきましては、いずれも教育委員会委員の任命についての同意案件でございますので、一括議題とし、また、人事案件でございますので、例によりまして、初日に即決したいと思います。これにつきましてもご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

委員長 よろしいでしょうか。異議なしと認めます。

次に、日程２７、同意第４号、斑鳩町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求めることにつきましても、同じく人事案件でございますので、これまでの例によりまして、本会議初日に、即決をしたいと思います。これについてもご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

委員長 よろしいですか。異議なしと認めます。

以上、確認いたしましたとおり、付議議案の取扱いをしたいと思います。これらにつきまして、また後ほど議長の方に取扱いについてお願いをさせていただきたいと思いますが、総務部長のほうからは何か他に報告をしておくことはございませんでしょうか。

総務部長 ございませぬ。

委員長 なければ、総務部長には他の公務もこの後ございますので、ここで退席をしていただくことにいたします。どうもご苦勞さまでございました。暫時休憩いたします。

(午前 9時29分 休憩)

(午前 9時29分 再開)

委員長

再開いたします。

続きまして、協議事項の(2)要請書の取扱いについてを議題といたします。

これまでに2件の要請書をお受けしております。これにつきまして、本日、その取扱いについてご協議いただきたいと思います。

それでは、まず初めに、これらの文書を受けた経緯などについて、簡単に事務局から説明をしてもらいます。 議会事務局長。

事務局長

それでは、お手元にお配りをしております要請書の写しをご覧くださいと思います。

まず、2008年奈良県網の目平和行進要請書でございます。これにつきましては、去る6月27日に国民平和大行進奈良県実行委員会の平和大行進が斑鳩町にお越しになられまして、受け取りしたものでございます。

また、次の要請書につきましては、去る7月2日に反核平和の火リレー奈良県実行委員会の平和の火リレーが斑鳩町にお越しになられまして、受け取ったものでございます。

以上です。

委員長

ただ今、局長から説明のありましたこの要請書について、どのように取扱いをするのか、委員みなさんのご意見をお聞きしてまいりたいと思いますが、いかがでしょうか。 嶋田委員。

嶋田委員

この2件とも、基本的には非核三原則守りということで、それを政府に届けてくれということなんですけれども。これも毎年いただいていることでありまして、それぞれ各議員がこれを読んで、それぞれ思いを新

たにさせていただくということで、配布に留めておいていただきたいと、このように思います。

委員長 配布に留めておいていただきたいという嶋田委員からのご意見でございましたが、それとまたなにか方向の違うご意見などがございましたら、委員の方からまたお尋ねをしたいと思いますが、いかがでしょうか。ほかにはございませんか。

(な し)

委員長 そうしましたら、ただ今、嶋田委員がおっしゃられたように、非核三原則の基本に基づき、今後も我々としてもこれらについて更に認識を深めていく、そして行政がまた議会がどのようにあるべきか、それぞれの議員皆様方に、またご認識していただく意味でも配布をさせていただいて皆さんに是非ご認識持っていただくと、いう形で、そういう意味を込めての配布と、いう形でおいておきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長 それでは次に移らせていただきます。次は協議事項の(3)継続審査につきまして、議題とさせていただきます。

そのなかで、5月、6月、当委員会の方で、複数常任委員会制などについての皆さん方からご意見をいただいたり、問題点のご指摘を受けたりということでもいろいろお尋ねをしましてまいりましたが、今年6月に地方自治法が改正されまして、先ほどの議案説明のところでもありましたように、議員報酬の規定整備でありますとか、議員活動の範囲の明確化について改正がされております。特に、議員活動の範囲の明確化につきましましては、今後の議会運営のあり方について、大きく関わってくることでございますので、まず、事務局からこの地方自治法の改正につきまし

て説明をしてもらいまして、委員皆さん方にご理解をしていただいたう
えで、この取扱いをどうしていくのか、これは早急に取組むべきだろう
というふうに思いますので、議論していただきたいというふうに考えて
おりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、局長の方から説明をしていただきたいと思ひます。

議会事務局長。

事務局長　それでは、地方自治法の改正につきまして、ご説明をさせていただきます。

お手元の「地方自治法の一部を改正する法律の公布及び施行について」
という資料をご覧いただきたいと思ひます。

今回の地方自治法の改正は、平成20年6月11日に成立し、同月1
8日に公布をされております。

改正の内容でございますが、1枚めくっていただいて、地方自治法の一
部を改正する法律の概要というところをご覧ください。

まず一つは、議会活動の範囲の明確化ということで、朗読いたします
と、各派代表者会議、全員協議会等議会における議案の審査、議会運営
の充実を図るため各種の会議等が開催されている実態を踏まえ、議会活
動の範囲を明確にするため、議会は、会議規則の定めるところにより、
議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設ける
ことができることとすること、というふうに改正がされております。具
体的には、後ほど申し上げたいと思ひます。

2点目としましては、議員の報酬に関する規定の整備がされております。
議員の報酬の支給方法等が他の行政委員会の委員等の報酬の支給方
法等と異なっていることを明確にするため、現行の同一条項から議員の
報酬の規定に係るものを分離し明確にするとともに、名称を議員報酬に
改めることとなっております。

なお、この議員報酬の関係につきましては、先ほどの提出議案のどこ
ろでもございましたように、議員及び各委員会委員の報酬等を定めた条
例から議員報酬等の規定を分離し、議員報酬等に関する条例を新しく設

けるという議案が9月議会に提案される予定となっております。

なお、施行期日でございますが、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日とされております。これにつきましては、全国議長会のほうから9月1日の予定というふうにお聞きをしております。

改正内容は以上でございますが、もう少し議会活動の範囲の明確化について補足説明をさせていただきます。最後のページの地方議員の諸活動という図をご覧くださいと思います。

この表の左側ですが、従来は議員活動は、本会議、各委員会のほか議員派遣等までが議会活動とされ、全員協議会等については、議会活動としては認められておらず、単なる議員活動とされていたところがございます。それが今回の改正により、会議規則に定めることによりまして、全員協議会ですとか広報図書運営委員会、正副委員長会議などが議会活動とされたところがございます。

この議会活動と議員活動の違いは、議会活動が費用弁償を受けられること、公務災害補償の適用を受けられることの2点が大きな違いであります。

会議等出席に係る費用弁償は、斑鳩町議会では行っておりませんが、公務災害補償の適用が受けられるかどうかはこれまで議会活動のネックになっておりました。公務災害の適用が受けられないということから、全員協議会については、極力開催することを控え、本会議の開催日に行ってきたところがございます。また、広報編集に関しましても、従来は議会活動として認められておらず、公務災害の適用を受けられないことから、特別委員会としてきた経緯もございます。また、各委員会におかれては、委員会前に委員会の運営に関して正副委員長の打合せ会議が行われておりますが、こういったものも会議規則に定めることにより議会活動として認められることとなります。

このように会議規則に定めることによりまして、全員協議会等のこれまで実質上、議会活動として行ってまいりましたものも、公務災害補償を受けられる議会活動とすることができるようになったということでご

ざいます。

会議規則の関係につきましては、お手元の「標準」町村議会会議規則の改正についてという資料をご覧いただきたいのですが、改正がされたものが奈良県議長会から送られてまいっております。

3枚目をご覧いただきたいのですが、第14章の次に新しく第15章として全員協議会の規定が追加をされております。そして、従来、15章の議員の派遣が16章以下に繰り下がっております。

これにつきましては、全国議長会にお尋ねいたしましたところ、全国町村のほとんどで全員協議会が常設的に設けられているので、全員協議会を挙げたということでございます。全員協議会の他の会議等については、各町村議会の活動の実態を踏まえ、協議の場となるかどうかを判断して規則改正を行われたいとのことございました。

会議規則を改正するかどうかは、この議会運営委員会でご協議をいただきたいと思いますが、斑鳩町議会で常設の協議の場として行われておりますのは、先ほど申し上げましたように、全員協議会と委員会の打合せが挙げられるのではないかというふうに思いましたので、参考までに会議規則の改正案を事務局で作成をさせていただきました。もし改正するとすればこのようになるのではというふうにも思いますので参考までに出させていただきます。あくまでも参考でございますけれども、出させていただきますのは、次の資料の斑鳩町議会会議規則の一部を改正する規則の新旧対照表でございます。これにつきましては、第15章を協議又は調整を行うための場としまして、全員協議会と正副委員長会議という形で2つの会議をここに入れさせていただいております。これはあくまでも参考ということで、たたき台にさせていただければというふうに思っております。

そして、最後の資料でございますけれども、今回の地方自治法の改正に伴いまして、斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例が9月議会に提出予定となっておりますが、これに伴いまして、お手元にお配りをしておりますように、斑鳩町議会議員の行政視察等派遣に関する要綱につきましても改正が必要となっておりますので、ご承

知おきいただきたいと思います。

以上、簡単ではございますけども、ご説明とさせていただきます。

委員長 　ただ今、事務局から地方自治法の改正についての説明がございましたが、委員の皆さんの方で何か質問やご意見などがございましたらお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。

辻委員。

辻委員 　この新旧対照表の一部を改正する規則のなかでね、これは検討ということ、ここで審議する、これは。

委員長 　なんでも結構です、意見あったら。どうぞ。

辻委員 　全員協議会はわかります。正副委員長会議というのは、これは各常任委員会の委員長が寄ってする会議と副委員長の会議というのか、事前の打合せという意味ですんねやったら、事前の打合せということにとらえさしてもろたらええのか、それだけ。

委員長 　それにつきましては、今まで斑鳩町議会で行ってきているもの、という捉え方をしていただいたら結構ですので。事前の正副委員長が打合せをするときのことを捉えて正副委員長会議という名称として、打合せという名称でなく正副委員長会議という形で表現をされているだけで、これまで斑鳩町議会で行ってきたこととは違うことということはここには載せておりませんので。そういうふうにご理解しておいていただいたら結構かと思いますが。

辻委員 　委員長及び副委員長で構成し、委員長が招集する。すんません。これでわかりました。

委員長 　よろしいですか。 議会事務局長。

事務局長 　ただ今、辻委員の方からご質問ございましたけれども、正副委員長会議というふうにさせていただきましたのは、ここにございますように委員会の診査または運営に関し協議を、または調整の場として、各委員会ごとに正副委員長会議を、この名称はどうかということはまたご議論いただきたいと思いますと思うのですけれども。従前のように委員会の開催前に会議の運営に関して正副委員長が寄られまして協議をされているということもございます。また、広報発行常任委員会でございますと、委員会の事後に最終的な議会だよりの確認をしていただくということで、正副委員長が寄っていただくということもございます。そういったこともございますので、特段打合せということで、事前の分だけに限ったということではございませぬので、ご理解いただきたいと思います。

委員長 　とりあえず事務局が案を出していただいていますのは、これまで斑鳩町議会が実際行ってきていることに関しまして、この地方自治法改正を受けて、改正したらいいという、それを受けての改正となりましたらこういう形になるということで、案としてね、一応作って出していただいています。

他にこれらにつきましてはどうでしょうか。

そうしましたら、もちろん報酬のほうもございまして、もう早速9月議会のほうに議員報酬の規定に基づいて独立させるという議案も出ております。これらの会議規則の改正につきましても、早急に手続きをとってまいりたい、議会はずっと動いておりますのでね。やっぱり改正できるところできちっとさせていただきまして、議員皆さんの活動についてきちっとした公務災害などの対象になると、いう案件ですのでね。我々としても是非とも早いうちに改正を行いたいなというふうには考えてたところなんです。そういう形で、事務局の案の形で進めていくということで皆さん方にご了解していただいでよろしいでしょうか。異議ないですか。

(異議なし)

委員長

そうしましたら皆様のご了解いただいておりますので、そういう方向で進めてまいりたいというふうに思います。

それとですね、先に申し上げました常任委員会制度などの複数常任委員会制度などのご意見、ちょっと先のこの地方自治法の件入りしましたので、これのまた改正なども進めていかなければならないんですが。複数常任委員会制などのご意見なども合わせて、もしあるようでしたらこの委員会でも追加してあるということであればお聞きしときたいと思いますが。特によろしいですか。

今日のところはそれでよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長

ありがとうございます。

そうしましたら、以上で、継続審査につきましては、一定の審査を行ったということで、終わっておきたいと思います。

次に、協議事項の(4)斑鳩町との合併協議推進を求める意見書についてを議題としたいんですが、議長が少し遅れるということでご連絡はいただいているものの、まだちょっとこちらへ到着されておられません。

これにつきましてはね、慎重に、やっぱり全員協議会との扱い方とか、色々皆さんともご協議する必要もあるかと思っておりますのでね、申し訳ありませんがここでちょっと休憩をとらせていただきまして、議長と連絡をとって一度確認、議長の出席の確認などもとったうえで行いたいというふうにも思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長

申し訳ございませんが、暫時休憩をさせていただきます。時間につきましては報告させていただきます。

(午前 9時50分 休憩)

(午前10時10分 再開)

委員長

それでは再開させていただきます。

議長の方につきましては、連絡をとりましたが体調不良ということでございますので、このまま議長はおりませんが、議会運営委員会を続けて会議をもちたいと思います。

ただ今議題とさせていただきますのは、協議事項の(4)斑鳩町との合併協議推進を求める意見書についてでございますが、前回の委員会でいろいろと委員皆さんからご意見をいただくなかで、この間に、新人の議員皆さんには7町合併のときの経緯などの学習会をしていただき、また、新合併特例法についても全議員で学習会を行う、というようなことをしてまいりました。そして、9月議会の際に、なんとかこの意見書に対するご返事をするための協議をどのように行うかということを決定的にすることで取りまとめをさせていただいているところでございますが、この意見書につきましてですね、この意見書の返事をするための協議をどのように行っていくか、ということについて、あらためましてこの間の7月11日の7町合併に関する勉強会、7月24日の、県の市町村振興課からお越しいただいての勉強会、こういったものも踏まえたいうえで委員皆さんの方からこの協議をどのように行うべきかということ、ご意見いただいて方向性を見出したいと思っておりますが、いかがでしょうか。 嶋田委員。

嶋田委員

勉強会させていただきまして、議運としての方向付けは議員皆さんのご意見を賜って、そのご意見を参考に進めていけばいいのではないかなと思います。

委員長

他の皆さんのご意見いかがでしょうか。 西谷委員。

西谷委員 全協で皆の意見聞いて、あとそうしたらこの時に全協の意見聞いて、僕はもう9月議会に結論出すべきやということ言うてたんやけど。そしたら、全協の意見聞いて、議運でとりまとめて実際には本会議にかけて、意見書賛否までとるのか、その辺のところはどうなんですか。

委員長 これにつきましては、正式な回答につきましてはですね、文書回答出して欲しいとか、そういう相手さんからのそういう回答を求めるという具体的な指示、指示というたらおかしいですけど、お願いなども受けておらないような状況もございますので。そこらにつきましても、全協での皆さんの意見を取りまとめて、その後ですね、一定結論導き出しましたら、議長から安堵町議会の議長の方にご返事をしていただくという形で、あくまでも、それを議案化して本会議でどうのこうのという問題ではないと、いうふうに考えておりますが。取り扱い方としてはね。

西谷委員 安堵町が、要は、全会一致で出してきた意見書について、斑鳩町の議会として少なくとも議会としての意思は向こうに伝えなんわけでしょ。斑鳩町議会としての総意を伝えるということは、当然そのなかには意見聞いて、この意見書についてええとか悪いとか判断をせなあかんと違うかな。そやないと、みんなこういう大体がこんな意見でしてん、というそんないい加減な回答はできへんのと違うかな。

委員長 今、西谷委員がおっしゃられるとおりですが、ただ、そのとりまとめ、いろんな意見はとにかく議員さんから聞いたうえで、とりまとめをする場所ですね、どこで。

西谷委員 どこでやってどういう形にすんのか、逆に詰めとかなあかんとちゃうかな。

委員長 どこでするかということについてを、それを全員協議会の場で決定させていただき、そして最終的には全員協議会で決定し、全員協議会の場

で議員皆さんにも同じ結論、一致した結論の認識を持っていただいたうえで、安堵町議会の方へご返事をさせていただくという形で進めたらどうかというふうには考えておったんですけど。別の方法をとったほうがいいのか、西谷委員いろいろと心配をさせていただいておりますので、何かいい方法があるのであれば、またご意見賜りましてですね、とりあえずは初日は、皆さんの意見、この間の勉強会を行ったうえでのご意見を初日にとりあえずいただくと、まずね。まず、初日の全員協議会では、それぞれの意見を出していただく。もちろん議会運営委員会の委員皆さんも含めて、全員協議会ですので、皆さん方も全員協議会で意見を出していただく。そして、そのなかで、もし協議の方法として、も含めましてね、意見があるのなら意見を出していただき、それらを議会運営委員会としても参考にして、その協議の結論を出す場がどこであるのか、どこであるべきなのか、ということについても最終的に開会中の議会運営委員会のなかで皆さん方と再度協議をさせていただきまして、議運としても一致した意見をもって、結論を出す場所について、議運としての考え方、こうあるべきはないかということについては、またとりまとめのほうはさせていただきたいというふうには思っておりますけれども。ですから、何かいい方法、ほかにこうあるべきだという方法などがあるようでしたら、また開会中の議会運営委員会でもまたお聞かせいただければ、また全員協議会で皆さんの意見聞いたらね、お聞きしたらしたで、またいろんな意見も出てくるだろうと思いますし、そのうえでそれらの全議員さんの意見を踏まえて、やっぱりこれはどうあるべきかということ、どういう結論の出す方法ですね、どういう形で出すべきかということ、再度皆さん方にお尋ねするということで、それでご理解いただいて。何か、皆さんの意見を聞いていい方法があったら、また西谷委員のほうもご発言していただければありがたいと思いますので。私はできるだけ皆さんの意見を聞いて、これは慎重に行いたいというふうに思っておりますので。また、いろんなご意見賜っていきたいと思いますが、とりあえず本日のところは、この間、勉強会をしてきた、そしてそれぞれの議員皆さんが調査研究を重ねていただいた結果、この問題についてそれぞれ

れの議員さんがどんなふうにお考えになられてるか、まず全員協議会でご意見を賜るといふ形で、本日のところは終わっておきたい。そしてまた、更に賜ったうえでのご意見をとりまとめる、そしてまた、とりまとめて結論を出す場所ですね、の方法につきまして、再度、次回に皆さん方とご協議させていただきたいと思います。

以上で、それでよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長 委員皆さんにご理解をいただいたので、そういう形で本日のところは終わっておきたいというふうに思います。

続きまして、2. その他についてを議題といたします。委員皆さんのほうから何かその他につきまして質疑やご意見などがございましたらお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。

特にございませんでしょうか。 西谷委員。

西谷委員 この前のときに、社協の会員になる話しなんやけど。議長から金額について別に千円ぐらいやったら問題にないねって話しで、2口という形であったんやけれど。

たまたま他の件で県の選管へ調べに行かなんことがあってね、それは通常、私の村なんかやったら実際にその親が亡くなったら、そのお寺に寄附をする、お布施をするって感じで。今まで慣例としてずっとそういうのやられてるのやけれど、実際にそういうことができるのかというたら、それはできませんと。公選法違反ですと。当然の話しですね。いかなる理由を問わず寄附行為をすることは禁止されているし。そこでたまたま自分が気になってたもんやから、社協の話しをしてたんですよ。社協で例えば1口500円の社協のそのメンバーになんのに会費を払う、これ2口どうやという話しで聞いたら、その言うのは、少なくともその会に入って意見を言おうと思ったら、その参加しようと思ったら会員にならな意見言われへんと。それは1口やと言うわけですよ。最低限の

会員になるための権利であって、それを2口や5口や、それはやっぱり公選法にひっかかるという答弁を聞いたんで。実際にその議長が6月のときに聞いたとき、実際それはどこでそういう話しを聞かれたんか、職員がそういう判断で、適当な判断をしたんか。ちゃんと県の選管で確かめたうえでやったんか、そのへんちょっと調べてほしいんですよ。もし職員が担当課へ調べんと、そういう発言をしたとしたらすごくええ加減な話しやし。やっぱりそれぞれの議員にとって公選法というのは基本ですから。そのへんのところ、議会がこぞってそういうの違反してるってことに不細工な話しやから。もう一遍きちっと確かめてください。

委員長

今日は議長が欠席、欠席というのか、オブザーバーですのであれですが。お越しになっていないということですが。私たちも既に個人で会員になってるのに議会からというたらどうなんのやと。そんなようけという話しをしてましたら、今年はどうも、私たちもそう言ってましたので、議長から今年議会からというのはいらないということで、もしあれやったら来年から統一して個人でするとかしないとか、そういうのをきちっと線引いてやろかということやったんですが。私自身は夫と二人なのでそれぞれ夫と私とでそれぞれ1口ずつで千円、2口。でも、代表者の名前がだれにするかということとか、そういうことは言われましたけれど、社協さんもそこらへんはちゃんと調査されているようですので。複数口になるとだめだと。私も個人で行ったときに言われましたのでね。そんなええ加減なことは多分してないとは思いますが。ただ、団体に対して言うときにですね。議長もそやって言われてきはったけれども。今後それらの団体に対して依頼するときね、個人との関係とかもありますので、議員の立場というのを明確にしといていただくということについては、また議長の方に私の方から申し上げましてきちっとしておいていただくようにしたいと思います。

他に、その他について何かございますか。よろしいでしょうか。

事務局は何かございませんか。

事務局長 ございません。

委員長 それでは、他にご意見もないようですので、その他についてもこれをもって終わらせていただきます。

以上をもちまして、本日の議会運営委員会を閉会といたします。

皆様におかれましては大変ご苦労さまでした。

(午前10時24分 閉会)